

令和元年6月19日現在

機関番号：15501

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13322

研究課題名（和文）プラットフォーム・ビジネスにおける協調的行動規制の国際的統一の検討

研究課題名（英文）A study of the international harmonized approach in regulating collusions in the platform business

研究代表者

澁川 和彦（Fuchikawa, Kazuhiko）

山口大学・経済学部・准教授

研究者番号：00711227

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：プラットフォーム・ビジネスにおける協調的行動の代表例であるハブ・アンド・スポーク型共同行為の比較法を行い、米国法では当該共同行為に水平的な合意が存在する場合に当然違法の原則が適用されシャーマン法1条に違反すること、EU法でも、当該共同行為に水平的な合意が存在する場合にEU機能条約101条により厳しく規制されることを明らかにした。日本法では、新聞販路協定事件判決（1953年）において、不当な取引制限にいう事業者を同一関連市場において事業活動を行う事業者に限定しており、異なる取引段階にある事業者間の共同行為規制については課題があることを示し、取引段階に限定されない独禁法規制の在り方を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、異なる取引段階にある事業者間の協調行動規制の比較法的分析を行い、プラットフォーム・ビジネスにおける協調行動規制について欧米型のハブ・アンド・スポーク型共同行為規制の理論の我が国における適用可能性と当該協調行動規制の国際統一された規制の在り方を検討した。異なる取引段階にある事業者間の共同行為を規制することで、プラットフォームの競争が促進し市場規模が拡大し、消費者利益の拡大に繋がるものと考えられる。さらに、プラットフォーム・ビジネスにおける協調行動の規制モデルを示すことにより、我が国における「不当な取引制限」の「相互拘束」の要件解釈の在り方や立法への取り組みにつながることを期待される。

研究成果の概要（英文）：This study conducted comparative legal studies in the US, the EU and Japan in relation to concerted practices, mainly about hub-and-spoke collusion.

In the U.S., the said collusion is per se illegal under section 1 of the Sherman Act when a horizontal agreement exists. In the E.U., it is strictly regulated under section 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union. On the contrary, in Japan, the Tokyo High Court decided that an enterprise of the unreasonable restraint of trade, under section 2 (6) of Japanese Antimonopoly Law, was limited to the enterprise that conducted business activities in the same relevant market in the case of Newspaper Distribution (1953).

This study clarifies that there is difficulty in regulating collusion between enterprises that conduct business in different markets in Japan and proposes a way of regulation that is not limited to the transaction stages.

研究分野：経済法

キーワード：プラットフォーム・ビジネス 電子商取引 協調行動 ハブ・アンド・スポーク ファシリテーター  
プラットフォームビジネス 共同行為 カルテル

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 電子商取引市場の拡大に伴い、「プラットフォーム・ビジネス(以下、PB)」が増加の一途を辿っている。しかし、PB は寡占的な市場となり易く、従来型の典型カルテルとは異なり、プラットフォームの形成者とコンテンツ供給者との間で内的な交渉力格差を抱えており、価格協定や取引拒絶をはじめとする「協調行動」を誘引する構造的な問題も抱えている。

(2) PB とは、インターネット等のネットワークにおいて電子商取引やアプリケーション・コンテンツ配信、その他の財やサービスを提供しやすくする共通基盤で行われる商取引のことである(岡田=林『クラウド産業論』(勁草書房、2014)25-27頁)。

(3) 従来型の典型カルテルは、例えば、製造業者間等、同じ事業形態を持つ供給業者同士の共同行為が中心であった。しかし、今日 PB という新たな経済システムを背景として交渉力を有する需要者側が、財・サービスの供給業者に働き掛けて供給業者間の協調行動を誘引する場面がある。現在、PB における協調行動について国際統一された法的規制は存在していない。このように PB 提供者のような需要者が供給業者に働き掛ける協調行動に関する新たな理論の構築が求められている。

### 2. 研究の目的

(1) 本研究は、PB における電子商取引が拡大する中で、PB における協調行動規制に関する日米欧競争法の限界を明らかにし、国際統一された規制の在り方を提示することを目的とする。

(2) PB はグローバルビジネスにおいて様々な形態を有しており、市場取引の円滑化に向けた PB における協調行動規制について、その実態を明らかにした上で、各国が許容し得る国際的統一規制を検討する必要がある。

(3) 本研究では、経済システムとしての PB の類型化及び各国における規制の調査を通じ、現行規制の限界を明らかにするとともに、当該規制の国際的統一規制の在り方について検討した。

### 3. 研究の方法

(1) 本研究は、PB の実態調査と日米欧の比較を通じて、PB 提供者主導の協調行動規制の国際的統一を3年にわたって検討した。

(2) 平成28年度は、PB の実態調査を行った上で、日本法の需要者主導の協調行動規制の判例・学説を分析した。PB の実態調査と日本法の分析により論点を抽出した上で、PB における協調的行動の代表例としてのハブ・アンド・スポーク型共同行為の欧米の比較法を行った。また米国法のハブ・アンド・スポーク型の共同行為規制の判例・学説分析を行った。平成29年度については、米国法のハブ・アンド・スポーク型共同行為規制の理論の評価を行うとともに、EU法のハブ・アンド・スポーク型共同行為規制の判例・学説分析を行った。平成30年度には、EU法のハブ・アンド・スポーク型共同行為規制の理論の評価を行い、最終的に日米欧のPBの協調行動規制について比較検討し、国際的統一に関する分析を行った。

### 4. 研究成果

(1) PB における協調的行動の代表例としてのハブ・アンド・スポーク型共同行為の日米欧の比較法分析を行った。以下、米国法、EU法、日本法、そして日米欧の比較法と国際的統一に向けた分析について述べる。

#### (2) 米国法の判例・学説分析

ハブ・アンド・スポーク型共同行為の先例である Total Benefits Planning Agency 事件第6巡回区控訴審判決(2008年)を取り扱い、当然違法たるハブ・アンド・スポーク型共同行為には水平的な合意が必要であることを明らかにした(公正取引790号86-93頁)。また、PB におけるハブ・アンド・スポーク型共同行為の先例である Apple 事件第2巡回区控訴裁判所判決(2015年)を取り扱い、PB においても当然違法のハブ・アンド・スポーク型共同行為には水平的な合意が必要であること、寡占的な市場である PB における運営者が、コンテンツ等の供給者と最惠待遇条項を締結することにより、ハブ・アンド・スポーク型共同行為を容易にする場合があることを明らかにした(公正取引799号78-83頁)。

#### (3) 米国法の理論とその評価について、

米国法の理論分析では、取引先事業者間の垂直的な合意を通じて、競争事業者間で価格協定などの水平的な合意を形成した場合、当然違法の原則が適用され反トラスト法上厳しく罰せられること、水平的な合意が見受けられない場合は累積的な反競争効果を評価することになることを明らかにした(『経済法の現代的課題 - 舟田正之先生古稀祝賀』有斐閣、155-174頁)。

#### (4) EU法の判例・学説分析

AC-Treuhand 事件欧州司法裁判所判決(2015年)では、カルテルに参加するファシリテーターに対して、カルテルが行われている関連市場で事業活動をしていなかったとしても(1)共通の目的を追求する全体の計画、(2)その計画に対する事業者の意図的な寄与、(3)他の参加者の違反行為を知っていること、または合理的に当該行為が行われることを予見し、リスクを取る用意があればEU機能条約101条1項が適用されることを明らかにした(公正取引811号91-96頁)。

また、Eturas 事件欧州司法裁判所判決(2016年)によれば、旅行代理店だけでなく、関連市場では事業活動を行っていない予約システムのサービスの提供者である Eturas についても101条1項上の協調行為の法的責任を問うことが可能となっている。AC-Treuhand 判決は、取引関係はなくファシリテーター型共同行為である。また、Eturas 事件は、旅行代理店の市場とオンライン予約システムのライセンスの市場とは関連した、上流と下流の関係があることから、ハブ・アンド・スポーク型共同行為として捉えることができることを明らかにした(公正取引822号57-62頁)。

#### (5) EU法の理論とその評価

EU競争法では、確約決定は存在するものの(電子書籍事件確約決定(2012年))ハブ・アンド・スポーク型共同行為に関する欧州競争法レベルの正式事例が未だなく、ハブ・アンド・スポーク型共同行為の定義に曖昧さが残っている。学説上、狭義のハブ・アンド・スポーク型共同行為は、電子書籍事件のように取引関係のある事業者において成立すると捉えることが一般的であるが(Eturas 事件欧州司法裁判所判決)、広義では、取引関係にない場合においても、ハブ・アンド・スポーク型共同行為として整理する場合もある(AC-Treuhand 事件欧州司法裁判所判決)(慶應法学42号319-336頁)。

#### (6) 日本法の判例・学説分析

日本法については、ハブ・アンド・スポーク型共同行為に関する低温空調設備事件(公取委排除措置命令平27・1・20)を取り扱い、日本法においては、異なる取引段階にある事業者間の共同行為について実体法上及びエンフォースメント上の課題が残されていることを明らかにした(ジュリスト1507号123-126頁)。また、電子商取引サイトにおける共同購入における違法性判断基準について明らかにした(経済法判例・審決百選第2版70-71頁)。

#### (7) 日本法の理論とその評価

我が国では、独占禁止法における不当な取引制限として、「意思の連絡」あるいは「合意」がありその態様としての「相互拘束」または「共同遂行」がある場合に不当な取引制限として違法となる。「相互拘束」については、新聞販路協定事件判決(東京高判昭28・3・9高民集6巻9号435頁)では、不当な取引制限にいう事業者は同一関連市場において事業活動を行う事業者のものに限るとされた。その後、目隠しシール談合事件判決(東京高判平5・12・14高刑集46巻3号322頁)で「実質的な競争関係」にある事業者も独禁法上違法であるとされ、流通・取引慣行ガイドラインにおいて「共通の目的」に向けられたものであれば取引段階が異なるとしても相互拘束要件を充たすとしている(第2部第2、3(1)注2)。さらに多摩談合最高裁判決(最判平24・2・20民集66巻2号796頁)では、基本合意により「共同して・・・相互に」の要件を充足し、事業活動の拘束は、事実上のもので足りるとしている。多摩談合最高裁判決は、相互拘束要件の解釈を緩和し、取引段階の異なる事業者を含む、いわゆる「縦のカルテル」についても相互拘束で読み込む余地を認めたとする理解も可能である。しかし、新聞販路協定事件判決の「相互拘束」の解釈について明確な判例変更がなされた訳ではなく、「縦のカルテル」は依然として要件解釈・エンフォースメント上の課題を抱えていることを明らかにした(ジュリスト1507号123-126頁、慶應法学42号319-336頁)。

#### (8) 日米欧の比較と国際的統一に関する分析

米国法、EU競争法では、ハブ・アンド・スポーク型共同行為において水平的な合意が見受けられる場合、異なる取引段階にある事業者も含め、ハブ・アンド・スポーク型共同行為を行った事業者は厳しく規制されることとなる。

他方、我が国独禁法では、共同行為を誘発する一方で関連市場において事業活動を行っていない事業者(ハブ・アンド・スポーク型共同行為の「ハブ」、あるいは「ファシリテーター」に相当する者。以下、「共同行為誘引者」とする)に対する独禁法上の規制(いわゆる「縦のカルテル」の規制)については新聞販路協定事件判決に従えば、不当な取引制限(独禁法2条6項)が適用されないことになるため、要件解釈上もエンフォースメント上も課題が残っている。

また、共同行為誘引者とカルテル当事者とを通謀による私的独占として独禁法2条5項の該当性を検討する場合、前提として行為要件である「排除」または「支配」に該当する必要があるが、例えば、共同行為誘引者が排除行為や支配行為を行っておらず、カルテルを手助けのみした場合には私的独占の該当性を問うことは困難となり得る。このように我が国でも、共同行為誘引者と同様の機能を果たす事業者が現れた場合のことを検討すべきであることを示した。

また、エンフォースメントに関しては、共同行為誘引者には当該違反行為による売上が無いため、現行独禁法では共同行為誘引者に対して排除措置命令を出すことはできても、課徴金を課すことは困難である。今後、裁量型課徴金制度が導入された場合には、違反行為による当該商品の売上額の無い共同行為誘引者に対しても課徴金を課すことも検討されるべきである。共同行為誘引者と同様の機能を果たす事業者に対する課徴金の賦課という観点からも、裁量型制裁金の制度を有する EU 法における共同行為誘引者の規制は我が国独禁法に示唆を与えることを指摘した（慶應法学 42 号 335 頁）。

## 5. 主な発表論文等

### 〔雑誌論文〕(計 6 件)

瀧川和彦「欧州競争法における取引段階及び市場の異なる事業者が誘引した共同行為の規制」慶應法学 42 号 (2019 年) 319-336 頁 (査読無)

瀧川和彦「カルテルを組織したコンサルティング会社の EU 機能条約 101 条における違法性 : AC-Treuhand 事件欧州司法裁判所判決」公正取引 811 号、2018 年、91-96 頁 (査読無)

瀧川和彦「施主代行業務を受託した者が工事業者間の共同行為を誘発した事例 - 低温空調設備工事事件 - 」ジュリスト 1507 号、2017 年、123-126 頁 (査読無)

瀧川和彦「米国・EU 独禁法判例研究(第 111 回)プラットフォーム・ビジネスにおけるハブ・アンド・スポーク型共同行為の事件 - Apple 事件第 2 巡回区控訴裁判所判決 - 」公正取引 799 号、2017 年、78-83 頁 (査読無)

瀧川和彦「不当な取引制限における合意の成立および範囲」『平成 28 年度重要判例解説 (ジュリスト 4 月臨時増刊 1505 号)』、2017 年、255 - 256 頁 (査読無)

瀧川和彦「米国反トラスト法におけるハブ・アンド・スポーク型協調行動規制 : Total Benefits Planning Agency 事件第 6 巡回区控訴審判決」公正取引 790 号、2016 年、86 - 93 頁 (査読無)

### 〔学会発表〕(計 6 件)

瀧川和彦「Eturas 事件欧州司法裁判所判決」独禁法研究会、大阪倶楽部、2018 年 9 月 1 日

瀧川和彦「カルテルを主導したコンサルタントの EU 機能条約 101 条 (旧 EC 条約 81 条) 上の違法性 - AC-Treuhand 事件欧州司法裁判所判決 - 」独禁法研究会、大阪倶楽部、2017 年 7 月 1 日

瀧川和彦「ハブ・アンド・スポーク型及び価格シグナリング型共同行為」独禁法審判決研究会、ホテルニュータナカ、2017 年 3 月 25 日

瀧川和彦「施主代行業務を受託した者が施工業者間の共同行為を誘発した事例 - 低温空調設備工事事件 - 」東京経済法研究会、立教大学 12 号館 2 階会議室、2017 年 2 月 18 日

瀧川和彦「米国反トラスト法におけるハブ・アンド・スポーク型の協調行動規制 - 協調行動と累積的反競争効果の評価の関係性を中心に - 」関西経済法研究会、大阪合同庁舎第 4 号館 2 階第 3 共用会議室、2017 年 2 月 4 日

瀧川和彦「米国反トラスト法におけるハブ・アンド・スポーク型共謀規制 - アップル事件第 2 巡回区控訴裁判所判決を中心として - 」2016 年度第 4 回独禁法研究会、大阪倶楽部、2016 年 11 月 5 日

### 〔図書〕(計 1 件)

瀧川和彦「米国反トラスト法におけるハブ・アンド・スポーク型協調行動規制 共謀と累積的反競争効果の検討を中心として」金井貴嗣 = 土田和博 = 東條吉純編『経済法の現代的課題』(有斐閣、2017 年) 710 頁 (155-174 頁)

### 〔産業財産権〕

出願状況 (計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況 (計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：

取得年：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等  
<https://sites.google.com/view/platform-business/>

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名：伊永 大輔

ローマ字氏名：Korenaga Daisuke

研究協力者氏名：松田 温郎

ローマ字氏名：Matsuda Atsurou

研究協力者氏名：川村 一真

ローマ字氏名：Kawamura Kazuma

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。